

報告第5号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成24年条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

- 1 放棄した債権の種類 水道料金
- 2 放棄した債権の件数 2件
- 3 放棄した債権の金額 15,550円
- 4 放棄した時期 平成29年3月29日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	4,920円	平成26年1月14日	債務者：条例第16条第1項第2号（免責決定）
2	10,630円	平成26年5月16日	債務者：条例第16条第1項第2号（免責決定）

